



# 石毛しげる 東京都議会議員

【石毛しげるプロフィール】昭和28年生まれ、慶應大学(文)卒業、早稲田大学大学院(公共経営研究科)修士終了、保谷市議会議員(当選5期)、西東京市議会議員(当選1期)、西東京市議会議員、東京都議会議員(当選2期)、経済・港湾委員会委員長、都議会民主党総務会長代行、金剛寺住職

## 東京都議会第3回定例会報告

# 東京都監察医務院、死後画像診断導入へ

## 石毛しげる ～都議会定例会において文書質問より抜粋～

**北** 欧を含む先進国は、日本と同じく検視を得て解剖し、解剖率は20～100%と高い。1998年の病理解剖を含む統計は、変死体の解剖率、ハンガリー49%、スウェーデン37%、フィンランド36%、イギリス24%、アメリカ12%、ドイツ8%、日本はわずか4%であった。また、我が国は地域格差も大きく、神奈川県は29.3%だが、鹿児島県は0.9%にとどまっている。

さて、最近の死亡形態は、病死又は自殺を偽装した事件が全国的に増加傾向を示し、加えて、高齢化社会を反映した独居老人の急死、乳幼児の突然死及び成人の過労死が発生するなど変化している。この種事案は、死体の検死又は見分けによる外表所見のみでは死因の判断が難しく、かつ、司法解剖の要件を充足しないため解剖できないものが多く、死体の適正な取り扱いのためには解剖による死因究明を行う必要がある、この傾向は今後ますます高まることが予想される。

警察庁は「犯罪死を見逃しかねない」と指摘されている現在の検視体制など死因究明制度を強化し欧米に比べ遅れていた制度の改革に向けた作業が本格化させ、死者の尊厳と、生きている者のより良い生のため、我が国の検死制度の抜本的な改革、構築が必要であるとしている。

### 不審死遺体にCT・MRI 都、死後画像診断導入へ

#### 自治体初 死因究明に期待

東京都監察医務院(文京区)が、遺体のコンピュータ断層撮影(CT)検査などを行う「死後画像診断(AI)」を導入する方針を固めたことが二十二日、明らかになった。二〇一四年の医務院の建て替え完了時に導入する。「財団法人AI情報センター」(東京都中央区)によると、AIは一部の大学法医学教室で既に導入されているが、自治体では初めてで、急増する不審死への対応が期待できそうだ。

都はAIと解剖を併用しながら、AIの有用性を検証。将来的には不審死を見逃さない体制を整備し、解剖件数の減少につなげたい考え。都議会民主党の石毛議員の文書質問に都が答えた。

全国で唯一、監察医務院を持つ都では、二十三区内で変死体が見つかる。監察医が警察署などに外出し、遺体の検案を行う。犯罪性がある場合、警視庁が東大法医学教室などに司法解剖を依頼。その他の死因不明の遺体は、監察医務院で行政解剖される。

都によると、AI導入後は解剖前の全遺体を診断対象とする予定。AIの画像所見と実際の解剖所見の比較データを蓄積し、画像診断技術の確立を目指す。また、AIで死因につながる所見を事前に発見し解剖を効率的に行えるほか、解剖で復元不能になる前に遺体内の画像を残し、死因判定の精度向上にも役立てられるという。

都医療安全課は「画像と、解剖した遺体の内部状況の実証結果を積み上げ、AIだけで死因判定できる例を増やせば、解剖件数を減らし、遺族の精神的負担も軽減でき、AIとしての役割も期待している。」

(東京新聞 2010年9月23日より抜粋)

Q1

我が国の死因研究制度には、**刑事司法上のものと、公衆衛生上のものがある。両者について概要を伺う。**

A1

刑事司法上の死因究明制度には、その死亡が犯罪によるかどうか明らかでない死体(変死体)について、刑事訴訟法第229条に基づく「検視」すなわち死亡が犯罪によるものかどうかを判断するために五官の作用により死体の状況を調べることで、及び検視によっても死因の究明が困難な変死体について、刑事訴訟法第225条に基づく「司法解剖」により死因の究明を行うことの2つの方法があります。

次に、公衆衛生上の死因究明制度としては、死体解剖保存法に基づき、監察医制度施行地域においては、伝染

病、中毒または災害により死亡した疑いのある死体その他死因の明らかでない死体について、その原因を明らかにするため監察医に検案をさせ、検案によっても死因の判明しない場合には、遺族の承諾がなくても解剖をさせることができることになっており、東京都23区においては監察医務院を設置して検案・解剖を行っています。また、監察医制度施行地域でない多摩・島しょ地域においては、「多摩・島しょ地域監察医務業務実施要綱」に基づき、検案業務を実施し、検案によっても死因が判明しない場合には、遺族の承諾を得て解剖を行っています。

Q2

異状死体に関する情報の分類は司法警察員が行っており、医師の介入がないが、現場の警察官による判別の正確性をどのように担保するのか伺う。

A2

警察官による死体の判別を正確に行うために、大学の法医学教室などで法医学の知識を修得した警部以上の検視官を鑑識課に配置し、すべての死体取扱時の監察結果を報告させることにより、警察署における検視をチェックしています。そして、監察結果から専門官による検視が必要と判断したものについては、検視官が臨場して検視を行い、その際には、ポータブルX線撮影装置、ポータブル超音波画像診断装置などの資機材を活用して検視の正確性を担保しています。

また、警察署の各級捜査幹部に対しては、検視実務研修を実施し検視実務能力の向上を図っています。

なお、すべての死体取扱時に医師の立会いを求めて、その助言を得ています。

Q3

異状死体の検視の主体は司法警察員である一方、監察医制度施行地域では監察医が検案を行い、それ以外の地域では、法医学の専門でない医師が検案を実施している。そこで、検案の正確性をどのように担保するのか伺う。

A3

監察医制度施行地域以外の多摩・島しょ地域においては、社団法人東京都医師会に検案業務を、東京慈恵医科大学と杏林大学に解剖業務を委託し実施しています。東

京都監察医務院の検案と同水準の正確性を確保するため、東京都監察医務院において検案医の養成教育研修を実施しています。

Q4

CTなどを活用した「死後画像診断」の導入により、解剖の必要性を判断する材料を得られる。都としても導入すべきと考えるが、見解を伺う。

A4

「死後画像診断」を導入することは、よりの確かな検案・解剖を行うための事前情報を得ることが期待でき、有用であると考えています。

現在、東京都監察医務院立替計画において、導入に向けた検討を行っています。

Topics 1

## 築地市場の再整備に向け 都民のアイデア募り、実現に着手!

都議会では、平成22年度予算の付帯決議に基づき、築地市場の現在地での再整備の可能性について検討することになっています。都議会民主党で、築地再整備のアイデア募集をしたところ、45件ものアイデアが寄せられました。今後、都議会民主党では、これらアイデアを類型化しながら、都議会に提示していきます。

また、本会議の代表質問に対して、東京都は「検討チームを設置した」と述べるとともに「今後は議会の検討に協力し有効な方策を検討していく」と答えています。



Topics 2

## 新生児医療充実のため 積極的な取り組みを求める

都議会民主党は、NICU 1.5倍を目標にするよう求めてきました。都も今年度になって、ようやく目標値を明らかにして増床に取り組んでいます。そこで、今定例会では、増床の努力に加え、NICUから出た子どもなどが入る、いわゆるGCUを地域中核病院へ確保することを、積極的に検討すべきと求めました。



都は、NICUとGCUを切れ目なく確保するため、新たに指定する多摩新生児連携病院の機能も活用して、リスクに応じた連携に取り組むと答弁しています。

ご意見・ご要望をお寄せ下さい

FAX.042-460-0856 E-mail shigeru@ishige.info

都議会民主党西東京市支部

連絡先

都議会議員 石毛しげる 事務所

〒188-0014 西東京市芝久保町3-6-23

TEL.042-460-0855 FAX.042-460-0856 E-mail shigeru@ishige.info



朝の駅立ち週2回継続中!

http://www.ishige.info